

細 則

制 定：平成 24 年 4 月 7 日

最近改正：平成 30 年 6 月 29 日

第 1 条 公認心理師制度推進連盟会則第 14 条に基づき、役員を選出に関する諸事項を適正に実施するためにこの細則を定める。

第 2 条 会長、理事選出団体及び監事選出にあたり、その実施等の業務は、選挙管理委員会を組織して以下の業務を行う。

(1) 選挙実施日程等の確定と公示

選挙実施日程とその実施手続に関する要領を作成し、これを公示する。

(2) 有権者の確定と公示

有権者の確定は、前号の公示時点で本会に登録されている会員団体名とその代表者（会議出席）名を公示する。なお、選挙権は、会員団体各 1 票とし、被選挙人は、会長、監事の選挙では個人を、理事選出団体の選挙では会員団体とする。

(3) 選挙の実施と開票結果の確定

本細則により厳正な選挙の実施と開票結果の確定を行う。

(4) 選挙結果の公告

開票結果（投票数・投票率および当選者と次点者の得票数を含む）を会員団体に報告する。

第 3 条 会長、理事選出団体及び監事選出の選挙は無記名投票による。

2 投票は任期満了以前の総会にて、所定の投票用紙を用いて行うものとする。

第 4 条 会長の選挙は単記無記名投票とし、出席者による投票総数の過半数の票を得た者を当選とする。過半数を得る者がいない場合は再選挙を行い、過半数を得る者が出るまでこれを繰り返す。

2 理事選出団体については団体名 2 連記とし、当選の確定は得票順による。同点が生じた場合は抽選による。

3 監事については 2 名連記とし、当選の確定は得票順による。同点が生じた場合は抽選による。

第 5 条 この細則は、総会出席者の過半数の同意によって変更することができる。

附 則 この細則は平成 24 年 4 月 7 日より発効とする。

附 則 この細則は平成 30 年 6 月 29 日より発効とする。